

知って得する！ 遺言セミナー

～相続実務経験者が語る相続対策～

大和証券株式会社

Daiwa
Securities

目次

1 これだけは押さえよう！ 遺言書の作り方

1. 遺言書作成の主なメリット	P3
2. 遺言書があればできること	P4
3. 遺言があればよい主な例	P5
4. 遺言書の種類	P6
5. 遺言書作成の流れ	P7
6. 遺留分について	P8
7. 自筆証書遺言の具体例及び作成上の注意点	P9
8. 法務局における自筆証書遺言の保管制度について ..	P14
9. 公正証書遺言について	P15

2 ダイワの 相続トータルサービス

ダイワの相続トータルサービスについて	P17
--------------------------	-----

1. これだけは押さえよう！ 遺言書の作り方

1 : 遺言書作成の主なメリット

遺言書作成の主なメリット

1. 財産の行先を
決めてあげる ことで、

相続人同士の
争いを防ぐ

ことができます

2. 財産をのこす ことで、

大切な人の
将来の生活を守る

ことができます

3. 煩雑な
相続手続き を

スムーズに行う

ことができます

ご自身の「想い」を 残されたご家族に伝える ことができます！

2：遺言書があればできること

遺言書を作成することで、
保有財産を誰にのこすか、自由に決めることが可能



- 遺贈（遺言によって財産を与えること）
- 寄付
- 信託の設定



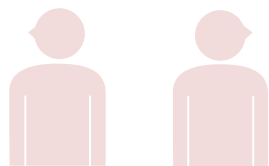
- 相続分の指定
- 生前贈与、遺贈の持戻し免除
- 遺留分侵害額の請求方法の指定
- 遺言執行者の指定



- 認知
- 推定相続人の廃除、またはその取り消し
- 未成年後見人の指定

3：遺言があればよい主な例

1



家族や親族が疎遠であつたり、仲が悪い場合

2



相続人の人数が多い場合

3



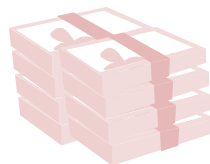
不動産が多い場合

4



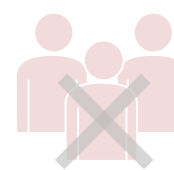
事業を営んでいる場合

5



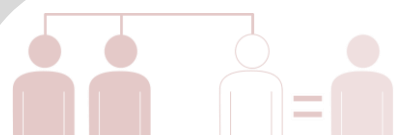
生前お世話になった人に財産を贈りたい場合

6



相続させたくない相続人がいる場合

7



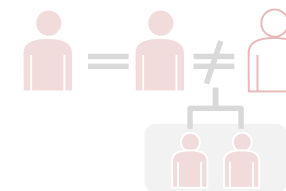
子供がおらず、配偶者と故人の兄弟姉妹だけが相続人となる場合

8



相続人が存在しない場合

9



離婚した配偶者との間に子供がいる場合

4：遺言書の種類

遺言書の方式	内容	長所	短所
自筆証書遺言	- 遺言者が遺言のすべてを自筆で書く方法 - 財産目録を別紙で添付する場合、財産目録については自筆不要(詳細はP12)	- 簡単に作成可能 - 遺言内容の秘密が保てる	- 紛失の恐れがある※ - 検認手続きが必要※ - 書き方に不備があると無効になる可能性がある
公正証書遺言	2人以上の証人の立会いのもと、遺言者が遺言の内容を公証人に口述し、作成してもらう方法	- 紛失の恐れがない - 検認手続きが不要 - 遺言書の存在と内容を明確にしておくことができる	- 遺言内容を完全に秘密にすることができない - 手数料が必要
秘密証書遺言	遺言者が記入し、封入封印した後、遺言者、証人、公証人がそれぞれ署名、捺印する方法	- ワープロによる作成も可能 - 遺言内容の秘密が保てる	- 紛失の恐れがある - 検認手続きが必要 - 手数料が必要 - 書き方に不備があると無効になる可能性がある

 「自筆証書遺言」「秘密証書遺言」を見つけたら・・・

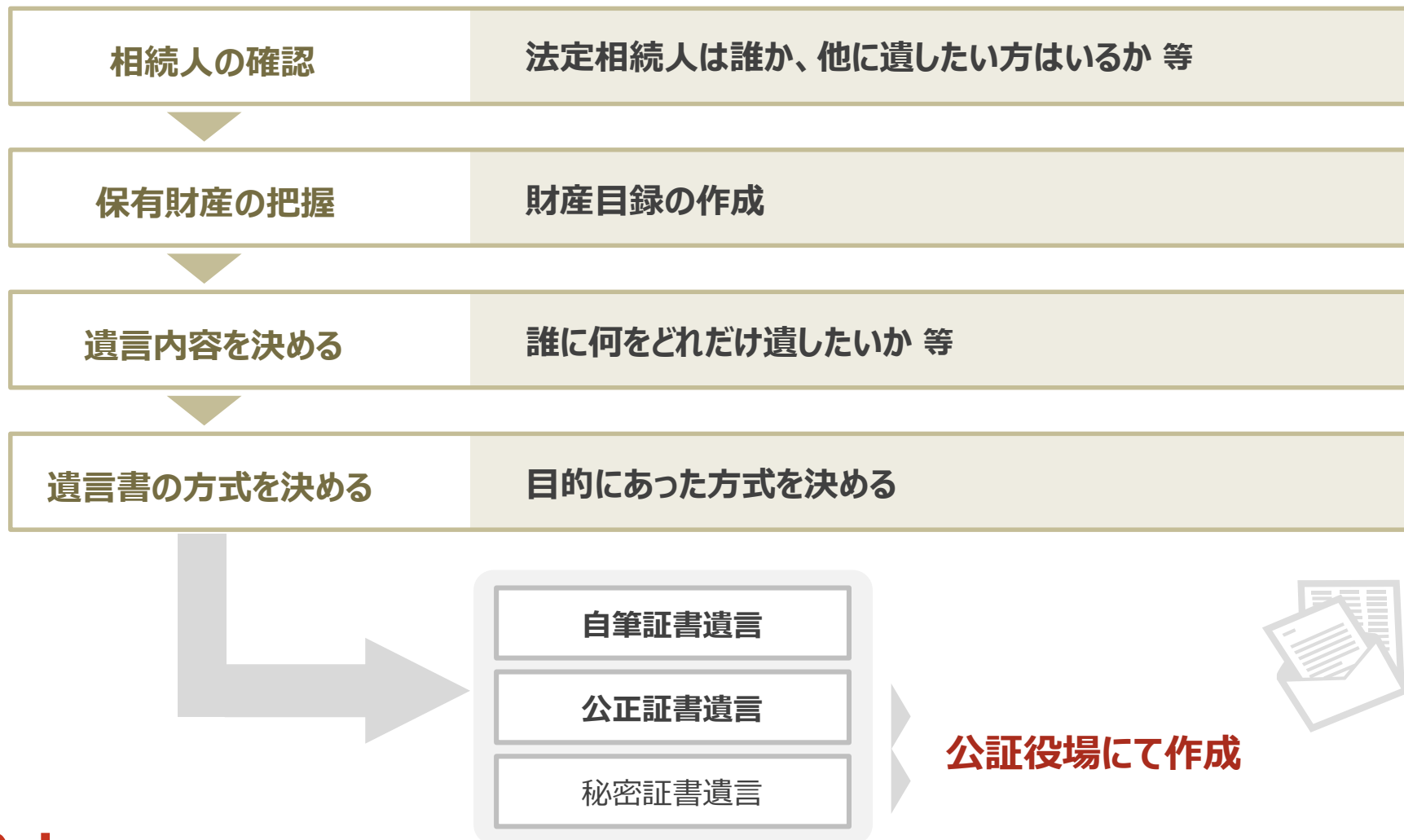
▶ **開封せずに、すみやかに家庭裁判所に行き、検認手続きを行う必要あり！！**



※ 2020年7月10日以降、法務局に保管申請された自筆証書遺言については、紛失の恐れがなく、また検認も不要です。

5：遺言書作成の流れ

遺言書作成の流れ



6：遺留分について

遺留分

一定の相続人が、遺言の内容に関わらず、最低限相続できる財産の割合

【一定の相続人】 法定相続人のうち、配偶者、子(代襲相続人含む)、父母(父母が亡くなっている場合は祖父母)
※ 兄弟姉妹は遺留分なし！

遺留分の割合 / 配偶者が **いる** 場合

	法定相続分	遺留分
第一順位	■ 配偶者：1/2 ■ 子：1/2を均等に (すでに死亡した子がいる場合、孫が死亡した子の相続分を均等に)	■ 配偶者：1/4 ■ 子：1/4を均等に (すでに死亡した子がいる場合、孫が死亡した子の遺留分を均等に)
第二順位	■ 配偶者：2/3 ■ 父母：1/3を均等に (すでに父母がともに死亡している場合、祖父母が1/3を均等に)	■ 配偶者：1/3 ■ 父母：1/6を均等に (すでに父母がともに死亡している場合、祖父母が1/6を均等に)
第三順位	■ 配偶者：3/4 ■ 兄弟姉妹：1/4を均等に (すでに死亡している兄弟姉妹がいる場合、その子(甥・姪)が死亡した兄弟姉妹の相続分を均等に)	■ 配偶者：1/2 ■ 兄弟姉妹：遺留分なし

7：自筆証書遺言の具体例及び作成上の注意点①

複数の相続人に財産をのこしたい場合の文例

遺言書

遺言者大和太郎は、次の通り遺言する。

第1条、遺言者は、遺言者の有する次の財産を、妻大和花子に相続させる。

- (1) 土地 所在地 ××県××市××町×丁目
地番 ××番××
地目 宅地
地積 123.45平方メートル
- (2) 建物 所在地 ××県××市××町×丁目××番地××
家屋番号 ××番××
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 67.89平方メートル
2階 56.78平方メートル

第2条、遺言者は、遺言者の有する次の財産を、長男大和一郎に相続させる。

(1) 預貯金

- ① ●●銀行▲▲支店 口座番号9876543の残高の全て
② ●●銀行▲▲支店 口座番号8765432の残高の全て

ポイント1

全て自筆で記載

×：代筆、パソコンでの作成
(財産目録を別紙で添付する場合についてはP12参照)

ポイント2

「のこしたい人」に「のこしたい財産」が分かるように記載

ポイント3

不動産は、登記事項証明書の通りに記載

×：住所表記

ポイント4

預貯金、有価証券は金融機関名、支店名、口座番号を正確に記載

○：残高の1/2など、割合指定

7：自筆証書遺言の具体例及び作成上の注意点②

(2) 有価証券

- ① 大和証券▲▲支店 口座番号123456の内、
株式 ○○自動車 10,000株
投資信託 ▲▲ファンド 10,000,000口
- ② 大和証券▲▲支店 口座番号234567(ラップ口座)の
残高の2分の1

第3条、遺言者は、遺言者の有する次の財産を、次男大和二郎に
相続させる。

(1) 預貯金

●●銀行▲▲支店 口座番号~~123456~~7654321の残高の全て、

(2) 有価証券

- ① 大和証券▲▲支店 口座番号123456の内、
株式 ○○電鉄 10,000株
- ② 大和証券▲▲支店 口座番号234567(ラップ口座)の
残高の2分の1

第4条、本遺言書に記載がない財産並びに後日判明した財産は、
その全てを妻大和花子に相続させる。

ポイント5

**加除訂正は
民法で定められた方式で行う**

- ① 加除訂正した場所を明示
- ② 変更した旨を付記 (次ページ参照)
- ③ 付記した箇所に署名 (次ページ参照)
- ④ 変更した箇所に押印

ポイント6

**遺言書に記載していない財産が
見つかった場合、誰にのこすかを
決めておくの良い**

7：自筆証書遺言の具体例及び作成上の注意点③

以上の通り遺言する。この遺言書は遺言者自ら全文を書き、署名押印するものである。

××××年××月××日

●●県●●市▲▲町一丁目2番3号

遺言者 大和 太郎



付記

本遺言書28行目中「123456」を「7654321」と訂正した。 大和太郎

ポイント7

作成した年月日、住所、氏名を自筆し、押印

○：実印での押印が良い

7：自筆証書遺言の具体例及び作成上の注意点④

財産目録を別紙で添付する場合の文例

- 2019年1月13日以降に作成する遺言書について、**別紙として添付する場合に限り「財産目録」について自筆が不要となりました。ただし、本文については自筆が必要です**
- 例えば、パソコンで作成した書面のほか、保有不動産の登記事項証明書や、預金通帳のコピーを財産目録として添付する方法があります
- この見直しにより、**自筆証書遺言はより使いやすいものとなります！**

遺言書本文の記載例

遺言書

遺言者大和太郎は、次の通り遺言する。

第1条、遺言者は、遺言者の有する別紙一記載の不動産と預貯金を、妻大和花子に相続させる。

第2条、遺言者は、遺言者の有する別紙二記載の不動産と別紙三記載の預貯金を、長男大和一郎に相続させる。

第3条、本遺言書に記載がない財産並びに後日判明した財産は、その全てを妻大和花子に相続させる。

××××年××月××日

●●県●●市▲▲町一丁目2番3号

遺言者 大和 太郎



ポイント8

遺言書本文は全て自筆で記載

×：代筆、パソコンでの作成

ポイント7

作成した年月日、住所、氏名を自筆し、押印

○：実印での押印が良い

7：自筆証書遺言具体例及び作成上の注意点⑤

別紙で添付する財産目録の記載例

ポイント10 余白部分に「別紙」と記載

◆パソコンで作成する場合

別紙一

目録

1.不動産

- (1) 土地 所在地 ××県××市××町×丁目
地番 ××番××
地目 宅地
地積 123.45平方メートル
- (2) 建物 所在地 ××県××市××町×丁目××番地××
家屋番号 ××番××
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 67.89平方メートル
2階 56.78平方メートル

2.預貯金

△△銀行▲▲支店 口座番号 8765432

大和 太郎

ポイント3

不動産は、
登記事項証明書の通りに記載 ×：住所表記

◆登記事項証明書の場合

別紙二

登記部 (土地・建物)		期日	区画	不登簿番号	123456789012
地籍番号	区画	期日	区画	区画	区画
地番	地目	地番	地目	地番	地目
××番××	宅地	××番××	宅地	××番××	宅地
権利部 (甲区) 所有権に関する事項					
期日	登記の区画	期日	登記の区画	期日	登記の区画
1	所有権取得	平成20年10月15日	所有権取得	平成20年10月15日	所有権取得
2	所有権取得	平成20年10月27日	所有権取得	平成20年10月27日	所有権取得
権利部 (乙区) 所有権以外に関する事項					
期日	登記の区画	期日	登記の区画	期日	登記の区画
1	所有権取得	平成20年11月12日	所有権取得	平成20年11月12日	所有権取得
共同担保目録					
期日	登記の区画	期日	登記の区画	期日	登記の区画
1	所有権取得	平成20年11月12日	所有権取得	平成20年11月12日	所有権取得
2	所有権取得	平成20年11月12日	所有権取得	平成20年11月12日	所有権取得

ポイント9

別紙のすべてのページに
署名・押印を忘れずに行うこと

◆預金通帳のコピーの場合

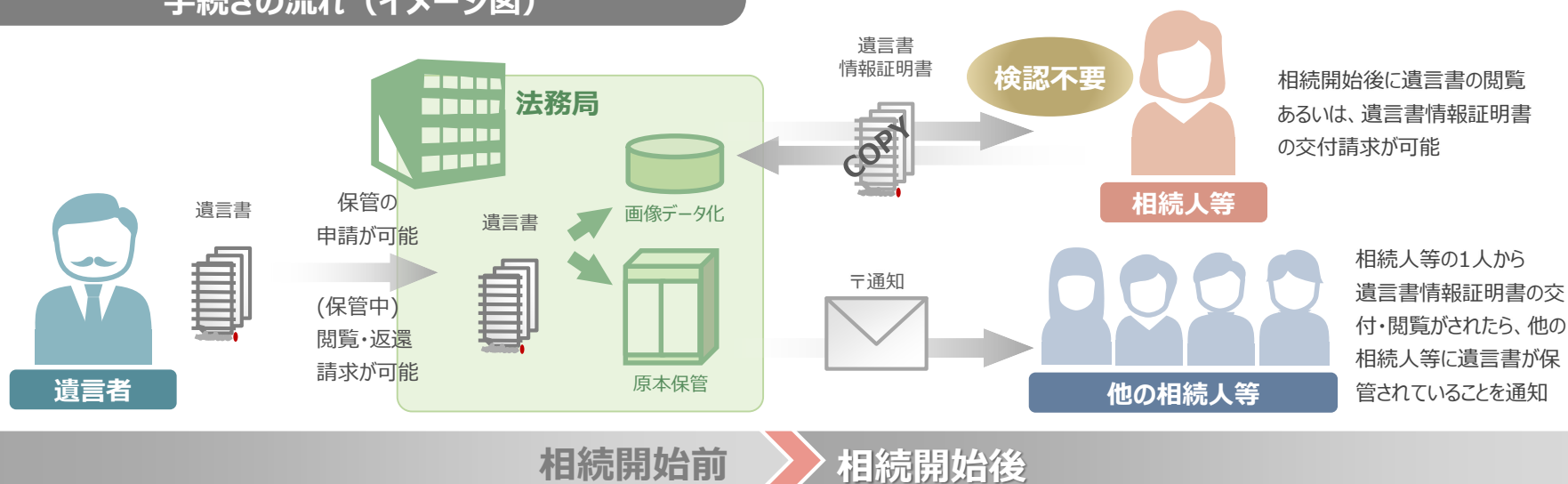
別紙三

普通預金通帳	
大和 太郎 様	
口座番号	9876543
銀行	支店
TEL 0000-00-0000	
大和 太郎	

8.法務局における自筆証書遺言の保管制度について

- 民法改正により「自筆証書遺言」について、**法務局に保管申請ができる**ようになりました
- 本制度を利用することにより、自筆証書遺言のデメリットであった「**形式不備（日付や署名・押印など）**」や「**紛失・偽造**」等の可能性が低くなり、**検認手続きも不要**となります

手続きの流れ（イメージ図）



保管制度利用のメリット

1. 法務局で保管されるため、紛失や破棄されることがありません
2. 保管申請の際に形式的なチェックがあるため、形式上の不備の可能性が少なくなります
3. 検認手続きが不要となるため、相続開始後すぐに相続手続きに入ることができます

（注）遺言書が複数ある場合、最も日付の新しいものが優先されるため、保管制度を利用した遺言書がある場合でも、他に遺言書がないか確認する必要があります。

9：公正証書遺言について①

- 公証役場で証人立ち合いのもと、公証人の面前で遺言内容を口述し、公証人が筆記
- 遺言書原本は、公証役場にて保管

主なスケジュール

事前打ち合わせ

- 遺言書の内容について、公証人と打ち合わせ（1回～数回）
- 遺言書の作成日を決定・予約

遺言書作成

- 証人2人以上立ち合いのもと、遺言者が遺言内容を公証人に口述
- 公証人が筆記し、遺言者と証人に読み聞かせる
- 遺言者と証人が内容を確認し、遺言者、証人、公証人が署名押印

交付・保管

- 遺言書の原本は公証役場で保管し、遺言者には正本が交付
- 後日、公証役場で謄本（写し）を発行可能



証人となれない者

- 未成年者
- 推定相続人、受遺者およびその配偶者ならびに直系血族
- 公証人の配偶者、四親等内の親族等

主な必要書類

- 遺言者本人の印鑑証明書
- 遺言者と相続人の続柄が分かる戸籍謄本
- 財産目録
- 証人となる方の氏名、住所、生年月日を記載したメモ
- 不動産がある場合は、登記簿謄本、固定資産税評価証明書

9：公正証書遺言について②

公正証書遺言作成手数料

財産の価額	手数料
100万円 以下	5,000円
200万円 以下	7,000円
500万円 以下	11,000円
1,000万円 以下	17,000円
3,000万円 以下	23,000円
5,000万円 以下	29,000円
1億円 以下	43,000円
1億円を超える部分については	
超過額	3億円まで 13,000円
5,000万円ごとに	10億円まで 11,000円
	10億円を超える部分は8,000円

を43,000円に加算

- 相続や遺贈により財産を受ける人ごとにその財産価額を算出し、上記基準表に当てはめ手数料を求め、これらの手数料額を合算して算出
- 全体の財産価額が1億円以下の場合、上記によって算出された手数料に11,000円が加算
- 価額算定が不能な場合、11,000円が加算



※ 公正証書遺言の作成について弁護士や司法書士などの専門家に相談した場合、別途専門家への報酬が発生します

2. ダイワの相続トータルサービス

ダイワの相続トータルサービスについて

相続対策の3つの柱をもとにサポート

円滑な相続のために
遺産分割対策

現金納付で
慌てないために
納税資金対策

納税負担を軽減
相続財産の
評価対策



相続トータルサービスの特徴

1

専門スタッフ

相続コンサルタントがお客さまをサポート

相続コンサルタントは、CFP®資格取得者等から選ばれた相続・贈与のプロフェッショナルです。
47都道府県すべての本・支店に在籍しています。

2

トータルサポート

生前の相続対策から万一の際のお手続きまでトータルサポート

お客さまお一人おひとりにあわせた相続対策のご提案から、ご相続発生後の様々なお手続きまでお手伝いいたします。

3

お申込み無料

サービスお申込み無料

相続トータルサービスへのお申込みや、相続コンサルタントへのご相談は無料です。

(注)税理士等の外部専門家が行なう業務については、専門家への報酬等の費用がかかります。

相続トータルサービスのお申込み



当社所定の申込書のご提出が必要です。

相続トータルサービスは、「プレミアムサービス」の対象のお客さまで「家族プラス」にお申込みいただいたお客さまのうち、別途お申込みをいただいたお客さまがご利用いただけるサービスです。

お申込み方法などの詳細については担当者またはお近くの本・支店にお問合わせください。



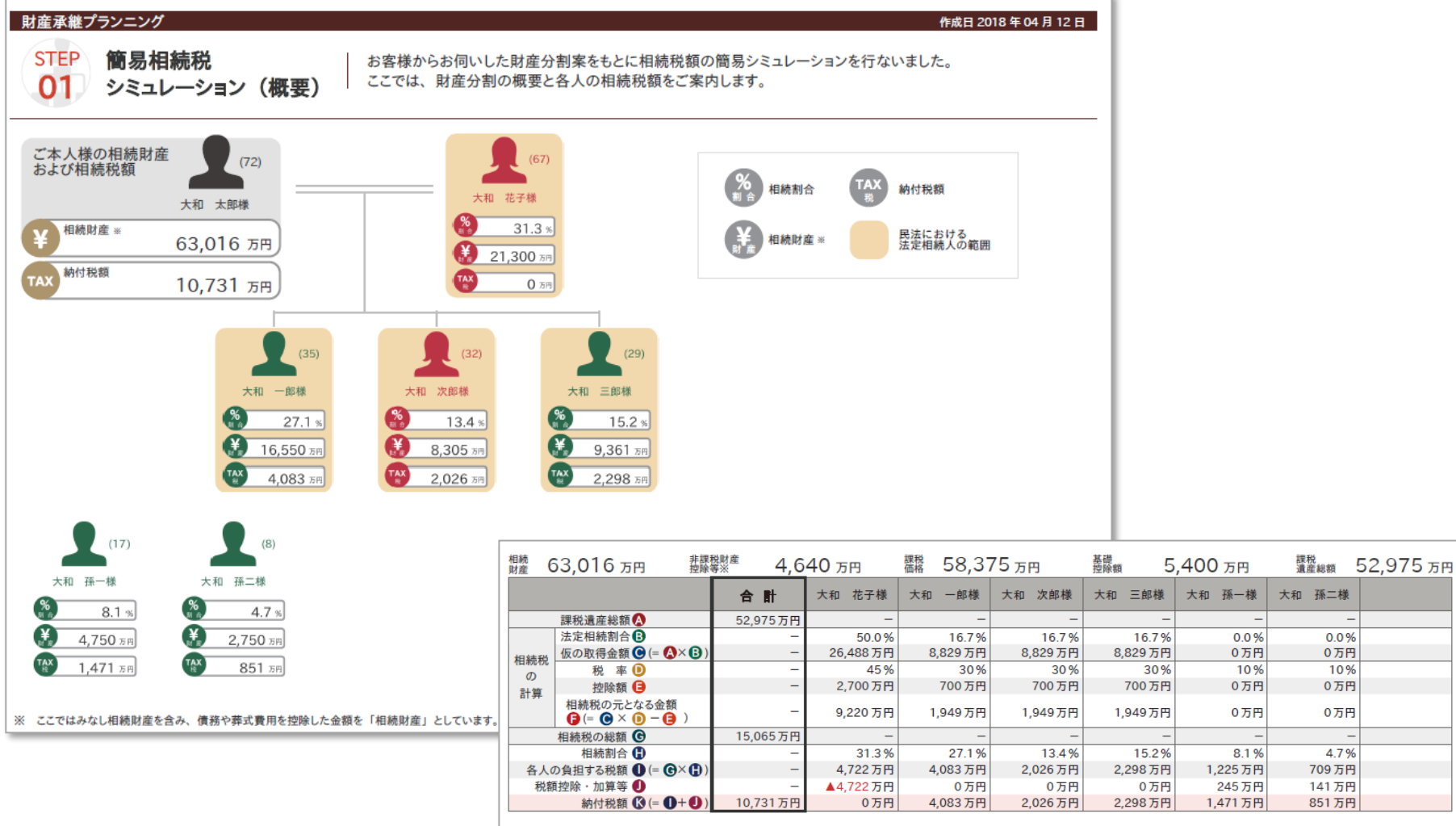
定期情報誌をお届けします。

相続・税金・不動産・社会保障といったお客さまのご関心の高い分野の中から、時事にあった話題を掲載した「ダイワハートフルレター」を定期的にお届けいたします。

※当社が行なう財産評価は相続税法に基づく計算を行なうものではありません。

ダイワの相続トータルサービス例 保有財産の評価・分析

相続税試算資料のイメージ



ご参考：「遺言書作成キット」のご案内

- 本キットは相続トータルサービス申込者対象のサービスとなっております
- 遺言書について、基本的な知識の習得だけでなく、見本を参照にしながら、お客様ご自身で実際に自筆証書遺言を書きあげることができるように工夫しています

「遺言書作成キット」のポイント

1 相続トータルサービス 既申込者向けの冊子

- 「遺言書作成サポート」では、ご希望のお客様に「遺言書作成キット」を進呈いたします

3 実際に自筆証書遺言を 書きあげることができます

- ワークシートや添付の便箋・封筒を活用し、お客様ご自身で自筆証書遺言を書きあげることができます
- 法務局の保管制度にも対応しています

2 遺言に関するさまざまな知識を 習得できます

- 読みやすく分かりやすい解説により、初めて遺言書を作成する方でも一から遺言について知ることが出来ます

4 遺言書をお客様ご自身で 作成頂くためのツール

- 遺言書は重要な文書ですので、お客様ご自身で作成し、保管をしてください
- なお2020年7月10日以降は、法務局での保管も可能となりました



Daiwa Securities

21

ご参考：ダイワの相続専門スタッフのご紹介

相続コンサルタントとは…

CFP資格保有者などから任命され、「相続・贈与」に関し、より高度で専門的な知識を有するプロフェッショナル・スタッフです。

相続コンサルタントの特徴

特徴 1

知識 ・ 経験

相続・贈与に係る税務知識に加え、
金融資産や不動産といった、お客さまの大切なご資産に関する
高度な専門知識と豊富な経験を有しています。

特徴 2

地域 密着

相続コンサルタントは全国47都道府県すべての本・支店に
在籍しており、お客さまの身近で、お客さまの想いに寄り添った
コンサルティングを行なっています。

特徴 3

全国 連携

今の時代、ご家族が遠方にお住まいということも少なくありません。
全国すべての本・支店に在籍する相続コンサルタントが連携し、
スムーズなお手続きをサポートいたします。



**ダイワの相続コンサルタントが
相続・贈与のお悩みを解決します**



この資料に関してご注意いただきたい事項とお知らせ

この資料に関してご注意いただきたい事項とお知らせ

- 当資料は2022年3月1日現在の税制・関係法令に基づくものであり、将来にわたりその正確性・完全性を保証するものではありません。
具体的な遺言書作成等のご相談等については、弁護士、司法書士等の専門家へご相談ください。
- 本資料に基づきお客様ご自身で作成された自筆証書遺言書等の有効性等につき、当社では一切の責任を負いかねますのでご理解願います。
- 当社の取扱商品等へのご投資には、商品ごとに所定の手数料等をご負担いただく場合があります。
各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。各商品等の「契約締結前交付書面」等をよくお読みください。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号
宅地建物取引業 国土交通大臣（1）第9871号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、東京都宅地建物取引業協会、一般社団法人日本STO協会